

○厚生労働省告示第六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（平成二十六年厚生労働省告示第三百九十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一〇百六 (略)</p> <p>百七 若年性特発性関節炎</p> <p>百八〇百七十六 (略)</p> <p>百七十七 シンベール症候群関連疾患</p> <p>百七十八〇百二十九 (略)</p> <p>百三十 先天性気管狭窄症^き／先天性声門下狭窄症^き</p> <p>百三十一 特発性多中心性キヤンスルマン病</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。</p> <p>一〇百六 (略)</p> <p>百七 全身型若年性特発性関節炎</p> <p>百八〇百七十六 (略)</p> <p>百七十七 有馬症候群</p> <p>百七十八〇百二十九 (略)</p> <p>百三十 先天性気管狭窄症^き</p> <p>(新設)</p>



健発0319第1号
平成30年3月19日

各

都道府県
指定都市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長
（公印省略）

「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病及び当該指定難病について法第7条第1項第1号に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度（以下「重症度分類等」という。）については、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度」（平成26年厚生労働省令第393号）において定めており、当該告示で定める指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準（法第6条1項に規定する基準をいう。以下「診断基準」という。）及び重症度分類等の具体的な内容については、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）において示している。

今般、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第62号）による指定難病の追加等に伴い、局長通知中、別添1の表の左欄に掲げる指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について、同表の右欄に掲げる別紙の診断基準及び重症度分類等に改正し、平成30年4月1日以降に行われる支給認定について適用することとしたので通知する。また、改正の概要は別添2のとおりであるので、御了知いただきたい。

貴職におかれては御了知のうえ、貴管内関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

別添 1

3 脊髄性筋萎縮症	3 脊髄性筋萎縮症	別紙 1
11 重症筋無力症	11 重症筋無力症	別紙 2
20 副腎白質ジストロフィー	20 副腎白質ジストロフィー	別紙 3
24 亜急性硬化性全脳炎	24 亜急性硬化性全脳炎	別紙 4
35 天疱瘡	35 天疱瘡	別紙 5
37 膿疱性乾癬 (汎発型)	37 膿疱性乾癬 (汎発型)	別紙 6
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	別紙 7
39 中毒性表皮壊死症	39 中毒性表皮壊死症	別紙 8
40 高安動脈炎	40 高安動脈炎	別紙 9
44 多発血管炎性肉芽腫症	44 多発血管炎性肉芽腫症	別紙 10
57 特発性拡張型心筋症	57 特発性拡張型心筋症	別紙 11
58 肥大型心筋症	58 肥大型心筋症	別紙 12
59 拘束型心筋症	59 拘束型心筋症	別紙 13
66 IgA 腎症	66 IgA 腎症	別紙 14
67 多発性嚢胞腎	67 多発性嚢胞腎	別紙 15
70 広範脊柱管狭窄症	70 広範脊柱管狭窄症	別紙 16
85 特発性間質性肺炎	85 特発性間質性肺炎	別紙 17
91 バッド・キアリ症候群	91 バッド・キアリ症候群	別紙 18
92 特発性門脈圧亢進症	92 特発性門脈圧亢進症	別紙 19
107 全身型若年性特発性関節炎	107 若年性特発性関節炎	別紙 20
177 有馬症候群	177 ジュベール症候群関連疾患	別紙 21
220 急速進行性糸球体腎炎	220 急速進行性糸球体腎炎	別紙 22
221 抗糸球体基底膜腎炎	221 抗糸球体基底膜腎炎	別紙 23
222 一次性ネフローゼ症候群	222 一次性ネフローゼ症候群	別紙 24
230 肺胞低換気症候群	230 肺胞低換気症候群	別紙 25
238 ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	238 ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	別紙 26
281 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	281 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	別紙 27
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	別紙 28
325 遺伝性自己炎症疾患	325 遺伝性自己炎症疾患	別紙 29
328 前眼部形成異常	328 前眼部形成異常	別紙 30
329 無虹彩症	329 無虹彩症	別紙 31
330 先天性気管狭窄症	330 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	別紙 32
(新規追加)	331 特発性多中心性キャッスルマン病	別紙 33

改正の概要

別添2

要再確認：改正後診断基準で再確認することが、特に必要と考えられる疾病

要追加情報：改正後診断基準で再確認する際に、追加情報が必要となる可能性がある疾病

別紙の番号	告示上の疾病番号	(改正前疾患名) 疾患名	主な改正内容	改正理由	要再確認	要追加情報
1	3	脊髄性筋萎縮症	・概要の4.治療法に、「ヌシネルセン髄腔内投与」を追加	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
2	11	重症筋無力症	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
3	20	副腎白質ジストロフィー	・概要の「造血細胞移植」を「造血幹細胞移植」に修正	・正しい名称に修正するもの	-	-
4	24	亜急性硬化性全脳炎	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・「診断基準」2.検査所見に検査法の追加と、脳波所見の一部削除	・最新の知見に基づき修正するもの ・診断基準の適正化	要	-
5	35	天疱瘡	・概要の文言の修正 ・「要件の判定に必要な事項」の修正	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
6	37	腸毒性乾癬（汎発型）	・概要に疾病名の追加と治療法の追加 ・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
7	38	ステーヴンス・ジョンソン症候群	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・診断のカテゴリーに慢性期に関する情報を追記	・最新の知見に基づき修正するもの ・慢性期の診断基準の明示化	要	要
8	39	中毒性表皮壊死症	・概要に症状の追加と治療法の追加 ・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
9	40	高安静脈炎	・概要の文言の修正 ・患者数の変更と研究代表者の変更 ・診断基準および診断のカテゴリーの変更 ・重症度分類の1度から「Vプロブリン上昇」を削除	・最新の知見に基づき修正するもの ・診断基準の適正化	要	要
10	44	多発血管炎性肉芽腫症	・概要、診断基準の「多発性神経炎」を「多発性単神経炎」に修正 ・情報提供元の変更	・正しい名称に修正するもの	-	-
11	57	特発性拡張型心筋症	・概要に文言の修正 ・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
12	58	肥大型心筋症	・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
13	59	拘束型心筋症	・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
14	66	IgA腎症	・概要の文言の修正 ・情報提供元の変更 ・診断基準の付記事項に説明を追記	・最新の知見に基づき修正するもの ・診断基準の明確化	-	-
15	67	多発性嚢胞腎	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
16	70	広範脊柱管狭窄症	・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
17	85	特発性間質性肺炎	・重症度分類の「特発性肺線維症の場合は」を削除	・重症度分類の記載の適正化	-	-
18	91	バッド・キアリ症候群	・患者数の変更 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
19	92	特発性門脈圧亢進症	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
20	107	(全身型若年性特発性関節炎) 若年性特発性関節炎	・疾患名を「全身型若年性特発性関節炎」から「若年性特発性関節炎」に変更 ・全身型若年性特発性関節炎に加え、新たに関節型若年性特発性関節炎を追加	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
21	177	(有馬症候群) ジュベール症候群関連疾患	・疾患名を「有馬症候群」から「ジュベール症候群関連疾患」に変更（有馬症候群が含まれる疾病） ・有馬症候群の診断基準の主要症状と検査の整理	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
22	220	急速進行性糸球体腎炎	・概要の文言の修正 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
23	221	抗糸球体基底膜腎炎	・概要の文言の修正 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
24	222	一次性ネフローゼ症候群	・情報提供元の変更	・研究班代表の変更に伴うもの	-	-
25	230	肺動脈低換気症候群	・1)肥満低換気症候群、2)先天性中枢性低換気症候群、3)特発性中枢性肺動脈低換気、の3病態に分類	・国際基準である「アメリカ睡眠学会国際分類第3版」に基づく修正	要	要
26	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	・「診断基準」に対象を明記し、添付図の説明を参考所見とする修正	・診断基準の明確化	要	-
27	281	クリッパルト・トレノネー・ウェーバー症候群	・概要に遺伝子名を追加 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
28	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	・「自己免疫性後天性凝固第V/5因子欠乏症」を追加 ・診断基準の項目を再検討し、診断に必須でない検査を整理	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
29	325	遺伝性自己炎症疾患	・「A20/Hプロ不全症」を追加 ・鑑別診断を参考所見とし、診断のカテゴリーに含めない修正	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
30	328	前眼部形成異常	・「要件の判定に必要な事項」の文言の修正 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
31	329	無虹彩症	・「要件の判定に必要な事項」の文言の修正 ・患者数の変更と情報提供元の変更 ・診断基準にProbableも対象とする等追加 ・診断のカテゴリーの修正	・診断基準の適正化	要	-
32	330	(先天性気管狭窄症) 先天性気管狭窄症/先天性声門下狹窄症	・先天性声門下狹窄症の追加に伴い、疾患名を「先天性気管狭窄症」から「先天性気管狭窄症/先天性声門下狹窄症」に変更	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
33	331	特発性多中心性キャスルマン病	-	・指定難病の新たな指定	-	-

・指定難病の新たな指定に伴う改訂：「107.若年性特発性関節炎」「177.ジュベール症候群関連疾患」「288.自己免疫性後天性凝固因子欠乏症」「325.遺伝性自己炎症疾患」「330.先天性気管狭窄症/先天性声門下狹窄症」「331.特発性多中心性キャスルマン病」



健難発 0319 第 2 号
平成 30 年 3 月 19 日

各

都道府県
指定都市

 衛生主管部（局）長

厚生労働省健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年度法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の記載項目等については、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第14条において定めており、この診断書の様式については、「指定難病に係る臨床調査個人票について」（平成26年11月12日付け健疾発1112第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知。以下「課長通知」という。）において、法第5条第1項に基づき厚生労働大臣が定める指定難病ごとに示している。

今般、「難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第62号）による指定難病の追加等に伴い、課長通知中、別添1の表の左欄に掲げる臨床調査個人票について、同表の右欄に掲げる別紙の臨床調査個人票に改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。また、改正の概要は別添2のとおりであるので、御了知いただきたい。

なお、平成30年4月1日以降に、法第6条に基づく支給認定の申請を行う場合に、指定難病の患者又はその保護者が旧臨個票（本通知による改正前の臨床調査個人票をいう。）を添付して提出された場合には、これを使用することも差し支えないものとするが、支給認定の基準については、別途通知する『「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の改正について』（平成30年3月19日付け健発0319第1号厚生労働省健康局長通知）による改正後の「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知）によることとなることに留意されたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

006 パーキンソン病	006 パーキンソン病	別紙 1
024 亜急性硬化性全脳炎	024 亜急性硬化性全脳炎	別紙 2
038 スティーヴンス・ジョンソン症候群	038 スティーヴンス・ジョンソン症候群	別紙 3
040 高安動脈炎	040 高安動脈炎	別紙 4
049 全身性エリテマトーデス	049 全身性エリテマトーデス	別紙 5
059 拘束型心筋症	059 拘束型心筋症	別紙 6
097 潰瘍性大腸炎	097 潰瘍性大腸炎	別紙 7
107 全身型若年性特発性関節炎	107-1 若年性特発性関節炎(全身型若年性特発性関節炎)	別紙 8
	107-2 若年性特発性関節炎(関節型若年性特発性関節炎)	別紙 9
177 有馬症候群	177 ジュベール症候群関連疾患	別紙 10
230 肺胞低換気症候群	230 肺胞低換気症候群	別紙 11
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	別紙 12
325-1 遺伝性自己炎症疾患 (NLRC4 異常症)	325-1 遺伝性自己炎症疾患(NLRC4 異常症)	別紙 13
325-2 遺伝性自己炎症疾患 (ADA2 欠損症)	325-2 遺伝性自己炎症疾患 (ADA2 欠損症)	別紙 14
325-3 遺伝性自己炎症疾患 (エカルディ・グティエール症候群)	325-3 遺伝性自己炎症疾患 (エカルディ・グティエール症候群)	別紙 15
(新規追加)	325-4 遺伝性自己炎症疾患 (A20 ハプロ不全症)	別紙 16
329 無虹彩症	329 無虹彩症	別紙 17
330 先天性気管狭窄症	330-1 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 (先天性気管狭窄症)	別紙 18
	330-2 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 (先天性声門下狭窄症)	別紙 19
(新規追加)	331 特発性多中心性キャッスルマン病	別紙 20

告示上の 疾病番号	【改正前告示病名】 告示病名	【改正前臨床調査個人票名】 臨床調査個人票名	主な改正内容	改正理由
6	パーキンソン病	006 パーキンソン病	簡略化	
24	亜急性硬化性全脳炎	024 亜急性硬化性全脳炎	「■診断基準に関する事項」の「B.検査所見」の修正・追加	診断基準の改定に伴うもの
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	038 スティーヴンス・ジョンソン症候群	・「■診断基準に関する事項」の「A.症状」の修正 ・「診断のカテゴリー」に慢性期に関する情報の追加	・診断基準の記載と合致させるため ・診断基準の改定に伴うもの
40	高安動脈炎	040 高安動脈炎	・「■診断基準に関する事項」の「診断」の項目削除 ・「■診断基準に関する事項」の「A.症状」の修正 ・「■診断基準に関する事項」の「B.検査所見」の修正 ・「参考所見」の追加 ・「■治療その他」の追加 ・「■重症度分類に関する事項」の修正	診断基準の改定に伴うもの
49	全身性エリテマトーデス	049 全身性エリテマトーデス	簡略化	
59	拘束型心筋症	059 拘束型心筋症	・「■診断基準に関する事項」の「B.検査所見」の修正 ・「診断のカテゴリー」の項目削除	誤記の修正
97	潰瘍性大腸炎	097 潰瘍性大腸炎	簡略化	
107	【全身型若年性特発性関節炎】 若年性特発性関節炎	【107 全身型若年性特発性関節炎】 107-1 若年性特発性関節炎 (全身型若年性特発性関節炎)	・告示病名の変更 ・「■診断基準に関する事項」の「A.症状」の修正・追加 ・「■診断基準に関する事項」の「C.遺伝学的検査」の削除 ・「診断のカテゴリー」の修正	・指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの ・診断基準の記載に合致させるため
		【新規追加】 107-2 若年性特発性関節炎 (関節型若年性特発性関節炎)	新規追加	指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの
177	【有馬症候群】 ジュバル症候群関連疾患	【177 有馬症候群】 177 ジュバル症候群関連疾患	・告示病名の変更 ・「■診断基準に関する事項」の「診断」の追加 ・「■診断基準に関する事項」の「A.症状」、「B.検査所見」及び「C.鑑別診断」の修正・追加 ・「診断のカテゴリー」の修正・追加 ・「■重症度分類に関する事項」の追加	指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの
230	肺胞低換気症候群	230 肺胞低換気症候群	・「■診断基準に関する事項」の「診断」の追加（3病態とその他に分類） ・「■診断基準に関する事項」の「A.症状」、「B.検査所見」及び「C.鑑別診断」の修正	診断基準の改定に伴うもの
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	・枝番の統合 ・「■診断基準に関する事項」、「診断のカテゴリー」の修正・追加（「自己免疫性後天性凝固因子欠乏症」を追加） ・「■診断基準に関する事項」の「B.検査所見」の一部削除	指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの
325	遺伝性自己炎症疾患	325-1 遺伝性自己炎症疾患 (NLRC4異常症)	「■診断基準に関する事項」の「鑑別診断」の削除	指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの
		325-2 遺伝性自己炎症疾患 (ADA2欠損症)	「■診断基準に関する事項」の「鑑別診断」の削除	指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの
		325-3 遺伝性自己炎症疾患 (エカルディ・グティエル症候群)	「■診断基準に関する事項」の「鑑別診断」の削除	指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの
		【新規追加】 325-4 遺伝性自己炎症疾患 (A20/ヒロ不全症)	新規追加	指定難病の新たな指定に伴うもの
329	無虹彩症	329 無虹彩症	「診断のカテゴリー」の修正	診断基準の改定に伴うもの
330	【先天性気管狭窄症】 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	【330 先天性気管狭窄症】 330-1 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 (先天性気管狭窄症)	・告示病名の変更 ・「■診断基準に関する事項」の「B.検査所見」の項目の修正	指定難病の新たな指定に伴う診断基準の改定に伴うもの
		【新規追加】 330-2 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 (先天性声門下狭窄症)	新規追加	指定難病の新たな指定に伴うもの
331	【新規追加】 特発性多中心性キャスルマン病	【新規追加】 331 特発性多中心性キャスルマン病	新規追加	指定難病の新たな指定に伴うもの



健難発0319第3号

平成30年3月19日

都道府県衛生主管部(局)長
各 殿
指定都市衛生主管部(局)長

厚生労働省健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の
給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」
の一部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について（平成26年11月12日健疾発1112第2号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）」により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、本通知の内容につき御了知の上、その運用に遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

健疾発 1 1 1 2 第 2 号

平成 2 6 年 1 1 月 1 2 日

(一次改正 健疾発 0 1 3 0 第 2 号平成 2 7 年 1 月 3 0 日)

(二次改正 健疾発 0 5 1 3 第 2 号平成 2 7 年 5 月 1 3 日)

(三次改正 健難発 0 3 3 1 第 2 号平成 2 9 年 3 月 3 1 日)

(四次改正 健難発 1 2 2 1 第 5 号平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日)

(最終改正 健難発 0 3 1 9 第 3 号平成 3 0 年 3 月 1 9 日)

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長

(公 印 省 略)

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療の
給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について

今般、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 2 6 年法律第 5 0 号。
以下「法」という。)の施行に伴う特定医療の給付に係る公費負担者番号及
び受給者番号の設定を次のように定めたので、通知する。

記

- 1 公費負担者番号等の設定方法は以下のとおりとする。これにより都道府
県及び平成 3 0 年 4 月 1 日以降の指定都市ごとの番号(受給者番号を除く。)
の設定は、別紙 1 から別紙 3 までのとおりとなる。

公費負担者番号	①		②		③			④
公費負担者医療の受給者番号	⑤						④	

- (1) 法別番号①(2桁)

特定医療の法別番号は「54」であること。

- (2) 都道府県番号②(2桁)

「保険者番号等の設定について(昭和 5 1 年 8 月 7 日保険発第 4 5 号・
庁保発第 3 4 号)」の別表 2 の番号とすること。(総務省採用の都道府県番号
と同様)

- (3) 実施機関番号③(3桁)

ア 平成30年1月1日から3月31日までの間は、以下のとおりとし、具体的には別紙1のとおりとする。

ア) イ)に掲げる者以外のものについては、「601」を設定する。

イ) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)であって、医療保険各法の被保険者以外のものについては、「602」を設定する。

イ 平成30年4月1日以降については、以下のとおりとし、具体的には、別紙2のとおりとする。

ア) イ)に掲げる者以外のものについては、都道府県にあつては「601」を、指定都市にあつては700番台の番号を設定することとする。

イ) 被保護者であつて、医療保険各法の被保険者以外のものについては、都道府県にあつては「602」を、指定都市にあつては800番台の番号を設定することとする。

ウ ア及びイに関わらず、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号)附則第3条の経過的特例の適用を受ける者に係る平成29年12月31日までの診療分の請求については、以下のとおりとし、具体的には別紙3のとおりとする。

ア) イ)及びウ)に掲げる者以外の者については、「501」を用いる。

イ) 被保護者であつて医療保険各法の被保険者である者及び要保護者(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第2号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第426号)第1号又は難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第3号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第427号)第1号の規定が適用される者に限る。)については、「601」を用いる。

ウ) 被保護者であつて、医療保険各法の被保険者以外のものについては、「602」を用いる。

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。

ア 法別番号、都道府県番号及び実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

ウ 10とイで算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

例)

法 番 5 x 2	別 号 4 x 1	都道府 番 0 x 2	県 号 1 x 1	実施機 関 番 号 6 0 1 x x x 2 1 2
<hr/>				
$(1+0) + 4 + 0 + 1 + (1+2) + 0 + 2 = 11$				
$10 - 1 = \boxed{9}$ …検証番号				

(5) 受給者番号⑤(7桁)

ア 受給者番号は、疾病番号3桁、受給者区分3桁及び検証番号1桁の計7桁の番号とすること。

イ 疾病番号は、別紙4のとおりとすること。ただし、医療受給者証に疾病番号を付することができない場合については、受給者区分を6桁とし、実施機関ごとに任意で設定すること。

ウ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

エ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

2 実施の時期

平成27年1月診療分(2月請求分)から実施すること。

3 その他

本通知に定める法別番号については、法第5条第1項に規定する特定医療に関する給付を対象に設定していることから、当該特定医療に関する給付以外の医療費の給付を行うに当たってはこれを使用しないこと。

別紙1

① (3)実施機関番号③のAのA)に該当する者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	6 0 1	9	滋賀県	5 4	2 5	6 0 1	1
青森県	5 4	0 2	6 0 1	8	京都府	5 4	2 6	6 0 1	0
岩手県	5 4	0 3	6 0 1	7	大阪府	5 4	2 7	6 0 1	9
宮城県	5 4	0 4	6 0 1	6	兵庫県	5 4	2 8	6 0 1	8
秋田県	5 4	0 5	6 0 1	5	奈良県	5 4	2 9	6 0 1	7
山形県	5 4	0 6	6 0 1	4	和歌山県	5 4	3 0	6 0 1	4
福島県	5 4	0 7	6 0 1	3	鳥取県	5 4	3 1	6 0 1	3
茨城県	5 4	0 8	6 0 1	2	島根県	5 4	3 2	6 0 1	2
栃木県	5 4	0 9	6 0 1	1	岡山県	5 4	3 3	6 0 1	1
群馬県	5 4	1 0	6 0 1	8	広島県	5 4	3 4	6 0 1	0
埼玉県	5 4	1 1	6 0 1	7	山口県	5 4	3 5	6 0 1	9
千葉県	5 4	1 2	6 0 1	6	徳島県	5 4	3 6	6 0 1	8
東京都	5 4	1 3	6 0 1	5	香川県	5 4	3 7	6 0 1	7
神奈川県	5 4	1 4	6 0 1	4	愛媛県	5 4	3 8	6 0 1	6
新潟県	5 4	1 5	6 0 1	3	高知県	5 4	3 9	6 0 1	5
富山県	5 4	1 6	6 0 1	2	福岡県	5 4	4 0	6 0 1	2
石川県	5 4	1 7	6 0 1	1	佐賀県	5 4	4 1	6 0 1	1
福井県	5 4	1 8	6 0 1	0	長崎県	5 4	4 2	6 0 1	0
山梨県	5 4	1 9	6 0 1	9	熊本県	5 4	4 3	6 0 1	9
長野県	5 4	2 0	6 0 1	6	大分県	5 4	4 4	6 0 1	8
岐阜県	5 4	2 1	6 0 1	5	宮崎県	5 4	4 5	6 0 1	7
静岡県	5 4	2 2	6 0 1	4	鹿児島県	5 4	4 6	6 0 1	6
愛知県	5 4	2 3	6 0 1	3	沖縄県	5 4	4 7	6 0 1	5
三重県	5 4	2 4	6 0 1	2					

② (3)実施機関番号③のAのイ)に該当する者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	6 0 2	7	滋賀県	5 4	2 5	6 0 2	9
青森県	5 4	0 2	6 0 2	6	京都府	5 4	2 6	6 0 2	8
岩手県	5 4	0 3	6 0 2	5	大阪府	5 4	2 7	6 0 2	7
宮城県	5 4	0 4	6 0 2	4	兵庫県	5 4	2 8	6 0 2	6
秋田県	5 4	0 5	6 0 2	3	奈良県	5 4	2 9	6 0 2	5
山形県	5 4	0 6	6 0 2	2	和歌山県	5 4	3 0	6 0 2	2
福島県	5 4	0 7	6 0 2	1	鳥取県	5 4	3 1	6 0 2	1
茨城県	5 4	0 8	6 0 2	0	島根県	5 4	3 2	6 0 2	0
栃木県	5 4	0 9	6 0 2	9	岡山県	5 4	3 3	6 0 2	9
群馬県	5 4	1 0	6 0 2	6	広島県	5 4	3 4	6 0 2	8
埼玉県	5 4	1 1	6 0 2	5	山口県	5 4	3 5	6 0 2	7
千葉県	5 4	1 2	6 0 2	4	徳島県	5 4	3 6	6 0 2	6
東京都	5 4	1 3	6 0 2	3	香川県	5 4	3 7	6 0 2	5
神奈川県	5 4	1 4	6 0 2	2	愛媛県	5 4	3 8	6 0 2	4
新潟県	5 4	1 5	6 0 2	1	高知県	5 4	3 9	6 0 2	3
富山県	5 4	1 6	6 0 2	0	福岡県	5 4	4 0	6 0 2	0
石川県	5 4	1 7	6 0 2	9	佐賀県	5 4	4 1	6 0 2	9
福井県	5 4	1 8	6 0 2	8	長崎県	5 4	4 2	6 0 2	8
山梨県	5 4	1 9	6 0 2	7	熊本県	5 4	4 3	6 0 2	7
長野県	5 4	2 0	6 0 2	4	大分県	5 4	4 4	6 0 2	6
岐阜県	5 4	2 1	6 0 2	3	宮崎県	5 4	4 5	6 0 2	5
静岡県	5 4	2 2	6 0 2	2	鹿児島県	5 4	4 6	6 0 2	4
愛知県	5 4	2 3	6 0 2	1	沖縄県	5 4	4 7	6 0 2	3
三重県	5 4	2 4	6 0 2	0					

別紙2

① (3)実施機関番号③のイのア)に該当する者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	6 0 1	9	滋賀県	5 4	2 5	6 0 1	1
青森県	5 4	0 2	6 0 1	8	京都府	5 4	2 6	6 0 1	0
岩手県	5 4	0 3	6 0 1	7	大阪府	5 4	2 7	6 0 1	9
宮城県	5 4	0 4	6 0 1	6	兵庫県	5 4	2 8	6 0 1	8
秋田県	5 4	0 5	6 0 1	5	奈良県	5 4	2 9	6 0 1	7
山形県	5 4	0 6	6 0 1	4	和歌山県	5 4	3 0	6 0 1	4
福島県	5 4	0 7	6 0 1	3	鳥取県	5 4	3 1	6 0 1	3
茨城県	5 4	0 8	6 0 1	2	島根県	5 4	3 2	6 0 1	2
栃木県	5 4	0 9	6 0 1	1	岡山県	5 4	3 3	6 0 1	1
群馬県	5 4	1 0	6 0 1	8	広島県	5 4	3 4	6 0 1	0
埼玉県	5 4	1 1	6 0 1	7	山口県	5 4	3 5	6 0 1	9
千葉県	5 4	1 2	6 0 1	6	徳島県	5 4	3 6	6 0 1	8
東京都	5 4	1 3	6 0 1	5	香川県	5 4	3 7	6 0 1	7
神奈川県	5 4	1 4	6 0 1	4	愛媛県	5 4	3 8	6 0 1	6
新潟県	5 4	1 5	6 0 1	3	高知県	5 4	3 9	6 0 1	5
富山県	5 4	1 6	6 0 1	2	福岡県	5 4	4 0	6 0 1	2
石川県	5 4	1 7	6 0 1	1	佐賀県	5 4	4 1	6 0 1	1
福井県	5 4	1 8	6 0 1	0	長崎県	5 4	4 2	6 0 1	0
山梨県	5 4	1 9	6 0 1	9	熊本県	5 4	4 3	6 0 1	9
長野県	5 4	2 0	6 0 1	6	大分県	5 4	4 4	6 0 1	8
岐阜県	5 4	2 1	6 0 1	5	宮崎県	5 4	4 5	6 0 1	7
静岡県	5 4	2 2	6 0 1	4	鹿児島県	5 4	4 6	6 0 1	6
愛知県	5 4	2 3	6 0 1	3	沖縄県	5 4	4 7	6 0 1	5
三重県	5 4	2 4	6 0 1	2					

指定都市名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号	指定都市名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号
札幌市	5 4	0 1	7 0 1	7	名古屋市	5 4	2 3	7 0 1	1
仙台市	5 4	0 4	7 0 1	4	京都市	5 4	2 6	7 0 1	8
さいたま市	5 4	1 1	7 0 1	5	大阪市	5 4	2 7	7 0 1	7
千葉市	5 4	1 2	7 0 1	4	堺市	5 4	2 7	7 0 2	5
横浜市	5 4	1 4	7 0 1	2	神戸市	5 4	2 8	7 0 1	6
川崎市	5 4	1 4	7 0 2	0	岡山市	5 4	3 3	7 0 1	9
相模原市	5 4	1 4	7 0 3	8	広島市	5 4	3 4	7 0 1	8
新潟市	5 4	1 5	7 0 1	1	北九州市	5 4	4 0	7 0 1	0
静岡市	5 4	2 2	7 0 1	2	福岡市	5 4	4 0	7 0 2	8
浜松市	5 4	2 2	7 0 2	0	熊本市	5 4	4 3	7 0 1	7

② (3)実施機関番号③のイのイ)に該当する者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	6 0 2	7	滋賀県	5 4	2 5	6 0 2	9
青森県	5 4	0 2	6 0 2	6	京都府	5 4	2 6	6 0 2	8
岩手県	5 4	0 3	6 0 2	5	大阪府	5 4	2 7	6 0 2	7
宮城県	5 4	0 4	6 0 2	4	兵庫県	5 4	2 8	6 0 2	6
秋田県	5 4	0 5	6 0 2	3	奈良県	5 4	2 9	6 0 2	5
山形県	5 4	0 6	6 0 2	2	和歌山県	5 4	3 0	6 0 2	2
福島県	5 4	0 7	6 0 2	1	鳥取県	5 4	3 1	6 0 2	1
茨城県	5 4	0 8	6 0 2	0	島根県	5 4	3 2	6 0 2	0
栃木県	5 4	0 9	6 0 2	9	岡山県	5 4	3 3	6 0 2	9
群馬県	5 4	1 0	6 0 2	6	広島県	5 4	3 4	6 0 2	8
埼玉県	5 4	1 1	6 0 2	5	山口県	5 4	3 5	6 0 2	7
千葉県	5 4	1 2	6 0 2	4	徳島県	5 4	3 6	6 0 2	6

東京都	5	4	1	3	6	0	2	3	香川県	5	4	3	7	6	0	2	5
神奈川県	5	4	1	4	6	0	2	2	愛媛県	5	4	3	8	6	0	2	4
新潟県	5	4	1	5	6	0	2	1	高知県	5	4	3	9	6	0	2	3
富山県	5	4	1	6	6	0	2	0	福岡県	5	4	4	0	6	0	2	0
石川県	5	4	1	7	6	0	2	9	佐賀県	5	4	4	1	6	0	2	9
福井県	5	4	1	8	6	0	2	8	長崎県	5	4	4	2	6	0	2	8
山梨県	5	4	1	9	6	0	2	7	熊本県	5	4	4	3	6	0	2	7
長野県	5	4	2	0	6	0	2	4	大分県	5	4	4	4	6	0	2	6
岐阜県	5	4	2	1	6	0	2	3	宮崎県	5	4	4	5	6	0	2	5
静岡県	5	4	2	2	6	0	2	2	鹿児島県	5	4	4	6	6	0	2	4
愛知県	5	4	2	3	6	0	2	1	沖縄県	5	4	4	7	6	0	2	3
三重県	5	4	2	4	6	0	2	0									

指定都市名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号	指定都市名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号								
札幌市	5	4	0	1	8	0	1	5	名古屋市	5	4	2	3	8	0	1	9
仙台市	5	4	0	4	8	0	1	2	京都市	5	4	2	6	8	0	1	6
さいたま市	5	4	1	1	8	0	1	3	大阪市	5	4	2	7	8	0	1	5
千葉市	5	4	1	2	8	0	1	2	堺市	5	4	2	7	8	0	2	3
横浜市	5	4	1	4	8	0	1	0	神戸市	5	4	2	8	8	0	1	4
川崎市	5	4	1	4	8	0	2	8	岡山市	5	4	3	3	8	0	1	7
相模原市	5	4	1	4	8	0	3	6	広島市	5	4	3	4	8	0	1	6
新潟市	5	4	1	5	8	0	1	9	北九州市	5	4	4	0	8	0	1	8
静岡市	5	4	2	2	8	0	1	0	福岡市	5	4	4	0	8	0	2	6
浜松市	5	4	2	2	8	0	2	8	熊本市	5	4	4	3	8	0	1	5

別紙3

① (3)実施機関番号③のウのア)に該当する者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	5 0 1	1	滋賀県	5 4	2 5	5 0 1	3
青森県	5 4	0 2	5 0 1	0	京都府	5 4	2 6	5 0 1	2
岩手県	5 4	0 3	5 0 1	9	大阪府	5 4	2 7	5 0 1	1
宮城県	5 4	0 4	5 0 1	8	兵庫県	5 4	2 8	5 0 1	0
秋田県	5 4	0 5	5 0 1	7	奈良県	5 4	2 9	5 0 1	9
山形県	5 4	0 6	5 0 1	6	和歌山県	5 4	3 0	5 0 1	6
福島県	5 4	0 7	5 0 1	5	鳥取県	5 4	3 1	5 0 1	5
茨城県	5 4	0 8	5 0 1	4	島根県	5 4	3 2	5 0 1	4
栃木県	5 4	0 9	5 0 1	3	岡山県	5 4	3 3	5 0 1	3
群馬県	5 4	1 0	5 0 1	0	広島県	5 4	3 4	5 0 1	2
埼玉県	5 4	1 1	5 0 1	9	山口県	5 4	3 5	5 0 1	1
千葉県	5 4	1 2	5 0 1	8	徳島県	5 4	3 6	5 0 1	0
東京都	5 4	1 3	5 0 1	7	香川県	5 4	3 7	5 0 1	9
神奈川県	5 4	1 4	5 0 1	6	愛媛県	5 4	3 8	5 0 1	8
新潟県	5 4	1 5	5 0 1	5	高知県	5 4	3 9	5 0 1	7
富山県	5 4	1 6	5 0 1	4	福岡県	5 4	4 0	5 0 1	4
石川県	5 4	1 7	5 0 1	3	佐賀県	5 4	4 1	5 0 1	3
福井県	5 4	1 8	5 0 1	2	長崎県	5 4	4 2	5 0 1	2
山梨県	5 4	1 9	5 0 1	1	熊本県	5 4	4 3	5 0 1	1
長野県	5 4	2 0	5 0 1	8	大分県	5 4	4 4	5 0 1	0
岐阜県	5 4	2 1	5 0 1	7	宮崎県	5 4	4 5	5 0 1	9
静岡県	5 4	2 2	5 0 1	6	鹿児島県	5 4	4 6	5 0 1	8
愛知県	5 4	2 3	5 0 1	5	沖縄県	5 4	4 7	5 0 1	7
三重県	5 4	2 4	5 0 1	4					

② (3)実施機関番号③のウのイ)に該当する者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番 号	実施機関 番 号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	6 0 1	9	滋賀県	5 4	2 5	6 0 1	1
青森県	5 4	0 2	6 0 1	8	京都府	5 4	2 6	6 0 1	0
岩手県	5 4	0 3	6 0 1	7	大阪府	5 4	2 7	6 0 1	9
宮城県	5 4	0 4	6 0 1	6	兵庫県	5 4	2 8	6 0 1	8
秋田県	5 4	0 5	6 0 1	5	奈良県	5 4	2 9	6 0 1	7
山形県	5 4	0 6	6 0 1	4	和歌山県	5 4	3 0	6 0 1	4
福島県	5 4	0 7	6 0 1	3	鳥取県	5 4	3 1	6 0 1	3
茨城県	5 4	0 8	6 0 1	2	島根県	5 4	3 2	6 0 1	2
栃木県	5 4	0 9	6 0 1	1	岡山県	5 4	3 3	6 0 1	1
群馬県	5 4	1 0	6 0 1	8	広島県	5 4	3 4	6 0 1	0
埼玉県	5 4	1 1	6 0 1	7	山口県	5 4	3 5	6 0 1	9
千葉県	5 4	1 2	6 0 1	6	徳島県	5 4	3 6	6 0 1	8
東京都	5 4	1 3	6 0 1	5	香川県	5 4	3 7	6 0 1	7
神奈川県	5 4	1 4	6 0 1	4	愛媛県	5 4	3 8	6 0 1	6
新潟県	5 4	1 5	6 0 1	3	高知県	5 4	3 9	6 0 1	5
富山県	5 4	1 6	6 0 1	2	福岡県	5 4	4 0	6 0 1	2
石川県	5 4	1 7	6 0 1	1	佐賀県	5 4	4 1	6 0 1	1
福井県	5 4	1 8	6 0 1	0	長崎県	5 4	4 2	6 0 1	0
山梨県	5 4	1 9	6 0 1	9	熊本県	5 4	4 3	6 0 1	9
長野県	5 4	2 0	6 0 1	6	大分県	5 4	4 4	6 0 1	8
岐阜県	5 4	2 1	6 0 1	5	宮崎県	5 4	4 5	6 0 1	7
静岡県	5 4	2 2	6 0 1	4	鹿児島県	5 4	4 6	6 0 1	6
愛知県	5 4	2 3	6 0 1	3	沖縄県	5 4	4 7	6 0 1	5
三重県	5 4	2 4	6 0 1	2					

③ (3)実施機関番号③のウのウ)に該当する者

都道府県名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号	都道府県名	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号
北海道	5 4	0 1	6 0 2	7	滋賀県	5 4	2 5	6 0 2	9
青森県	5 4	0 2	6 0 2	6	京都府	5 4	2 6	6 0 2	8
岩手県	5 4	0 3	6 0 2	5	大阪府	5 4	2 7	6 0 2	7
宮城県	5 4	0 4	6 0 2	4	兵庫県	5 4	2 8	6 0 2	6
秋田県	5 4	0 5	6 0 2	3	奈良県	5 4	2 9	6 0 2	5
山形県	5 4	0 6	6 0 2	2	和歌山県	5 4	3 0	6 0 2	2
福島県	5 4	0 7	6 0 2	1	鳥取県	5 4	3 1	6 0 2	1
茨城県	5 4	0 8	6 0 2	0	島根県	5 4	3 2	6 0 2	0
栃木県	5 4	0 9	6 0 2	9	岡山県	5 4	3 3	6 0 2	9
群馬県	5 4	1 0	6 0 2	6	広島県	5 4	3 4	6 0 2	8
埼玉県	5 4	1 1	6 0 2	5	山口県	5 4	3 5	6 0 2	7
千葉県	5 4	1 2	6 0 2	4	徳島県	5 4	3 6	6 0 2	6
東京都	5 4	1 3	6 0 2	3	香川県	5 4	3 7	6 0 2	5
神奈川県	5 4	1 4	6 0 2	2	愛媛県	5 4	3 8	6 0 2	4
新潟県	5 4	1 5	6 0 2	1	高知県	5 4	3 9	6 0 2	3
富山県	5 4	1 6	6 0 2	0	福岡県	5 4	4 0	6 0 2	0
石川県	5 4	1 7	6 0 2	9	佐賀県	5 4	4 1	6 0 2	9
福井県	5 4	1 8	6 0 2	8	長崎県	5 4	4 2	6 0 2	8
山梨県	5 4	1 9	6 0 2	7	熊本県	5 4	4 3	6 0 2	7
長野県	5 4	2 0	6 0 2	4	大分県	5 4	4 4	6 0 2	6
岐阜県	5 4	2 1	6 0 2	3	宮崎県	5 4	4 5	6 0 2	5
静岡県	5 4	2 2	6 0 2	2	鹿児島県	5 4	4 6	6 0 2	4
愛知県	5 4	2 3	6 0 2	1	沖縄県	5 4	4 7	6 0 2	3
三重県	5 4	2 4	6 0 2	0					

指定難病の疾病番号

番号	病名	疾病番号
1	球脊髄性筋萎縮症	001
2	筋萎縮性側索硬化症	002 ~ 003
3	脊髄性筋萎縮症	004
4	原発性側索硬化症	005
5	進行性核上性麻痺	006 ~ 008
6	パーキンソン病	009 ~ 038
7	大脳皮質基底核変性症	039 ~ 041
8	ハンチントン病	042
9	神経有棘赤血球症	043
10	シャルコー・マリー・トウス病	044 ~ 045
11	重症筋無力症	046 ~ 049
12	先天性筋無力症候群	050
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	051 ~ 054
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	055 ~ 056
15	封入体筋炎	057
16	クロウ・深瀬症候群	058
17	多系統萎縮症	059 ~ 061
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	062 ~ 066
19	ライゾゾーム病	067
20	副腎白質ジストロフィー	068
21	ミトコンドリア病	069
22	もやもや病	070 ~ 072
23	プリオン病	073
24	亜急性硬化性全脳炎	074
25	進行性多巣性白質脳症	075
26	HTLV-1関連脊髄症	076
27	特発性基底核石灰化症	077
28	全身性アミロイドーシス	078
29	ウルリッヒ病	079
30	遠位型ミオパチー	080
31	ベスレムミオパチー	081
32	自己食食空胞性ミオパチー	082
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	083
34	神経線維腫症	084 ~ 085
35	天疱瘡	086 ~ 087
36	表皮水疱症	088
37	膿疱性乾癬(汎発型)	089
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	090
39	中毒性表皮壊死症	091
40	高安動脈炎	092 ~ 093
41	巨細胞性動脈炎	094
42	結節性多発動脈炎	095 ~ 096
43	顕微鏡的多発血管炎	097 ~ 098
44	多発血管炎性肉芽腫症	099
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	100
46	悪性関節リウマチ	101 ~ 102
47	パージャール病	103 ~ 104
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	105 ~ 107
49	全身性エリテマトーデス	108 ~ 119
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	120 ~ 123
51	全身性強皮症	124 ~ 128
52	混合性結合組織病	129 ~ 131
53	シェーグレン症候群	132 ~ 143

番号	病名	疾病番号	
54	成人スチル病	144	~ 145
55	再発性多発軟骨炎	146	
56	ベーチェット病	147	~ 150
57	特発性拡張型心筋症	151	~ 154
58	肥大型心筋症	155	
59	拘束型心筋症	156	
60	再生不良性貧血	157	~ 159
61	自己免疫性溶血性貧血	160	
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	161	
63	特発性血小板減少性紫斑病	162	~ 166
64	血栓性血小板減少性紫斑病	167	
65	原発性免疫不全症候群	168	
66	IgA 腎症	169	~ 180
67	多発性嚢胞腎	181	~ 185
68	黄色靭帯骨化症	186	
69	後縦靭帯骨化症	187	~ 193
70	広範脊柱管狭窄症	194	~ 195
71	特発性大腿骨頭壊死症	196	~ 198
72	下垂体性ADH分泌異常症	199	
73	下垂体性TSH分泌亢進症	200	
74	下垂体性PRL分泌亢進症	201	
75	クッシング病	202	
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	203	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	204	
78	下垂体前葉機能低下症	205	~ 206
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	207	
80	甲状腺ホルモン不応症	208	
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	209	
82	先天性副腎低形成症	210	
83	アジソン病	211	
84	サルコイドーシス	212	~ 216
85	特発性間質性肺炎	217	~ 219
86	肺動脈性肺高血圧症	220	
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	221	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	222	
89	リンパ脈管筋腫症	223	
90	網膜色素変性症	224	~ 228
91	バッド・キアリ症候群	229	
92	特発性門脈圧亢進症	230	
93	原発性胆汁性胆管炎	231	~ 234
94	原発性硬化性胆管炎	235	
95	自己免疫性肝炎	236	~ 238
96	クローン病	239	~ 245
97	潰瘍性大腸炎	246	~ 275
98	好酸球性消化管疾患	276	~ 277
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	278	
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	279	
101	腸管神経節細胞減少症	280	
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	281	
103	CFC症候群	282	
104	コステロ症候群	283	
105	チャージ症候群	284	~ 285
106	クリオピリン関連周期熱症候群	286	
107	若年性特発性関節炎	287	~ 288
108	TNF受容体関連周期性症候群	289	
109	非典型溶血性尿毒症症候群	290	

番号	病名	疾病番号
110	ブラウ症候群	291
111	先天性ミオパチー	292
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	293
113	筋ジストロフィー	294 ~ 298
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	299
115	遺伝性周期性四肢麻痺	300
116	アトピー性脊髄炎	301
117	脊髄空洞症	302 ~ 303
118	脊髄髄膜瘤	304 ~ 310
119	アイザックス症候群	311
120	遺伝性ジストニア	312
121	神経フェリチン症	313
122	脳表ヘモジデリン沈着症	314
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	315
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	316
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	317
126	ペリー症候群	318
127	前頭側頭葉変性症	319 ~ 321
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	322 ~ 323
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	324
130	先天性無痛無汗症	325
131	アレキサンダー病	326
132	先天性核上性球麻痺	327
133	メビウス症候群	328
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	329
135	アイカルディ症候群	330
136	片側巨脳症	331
137	限局性皮質異形成	332
138	神経細胞移動異常症	333
139	先天性大脳白質形成不全症	334
140	ドラベ症候群	335 ~ 336
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	337 ~ 338
142	ミオクロニー欠神てんかん	339
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	340
144	レノックス・ガストー症候群	341 ~ 342
145	ウエスト症候群	343 ~ 344
146	大田原症候群	345 ~ 346
147	早期ミオクロニー脳症	347 ~ 348
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	349 ~ 350
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	351
150	環状20番染色体症候群	352
151	ラスムッセン脳炎	353
152	PCDH19関連症候群	354
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	355
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	356
155	ランドウ・クレフナー症候群	357
156	レット症候群	358
157	スタージ・ウェーバー症候群	359
158	結節性硬化症	360 ~ 362
159	色素性乾皮症	363
160	先天性魚鱗癬	364
161	家族性良性慢性天疱瘡	365
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	366 ~ 367
163	特発性後天性全身性無汗症	368
164	眼皮膚白皮症	369 ~ 370
165	肥厚性皮膚骨膜炎	371
166	弾性線維性仮性黄色腫	372
167	マルファン症候群	373
168	エーラス・ダンロス症候群	374
169	メンケス病	375
170	オクシピタル・ホーン症候群	376
171	ウィルソン病	377 ~ 378

番号	病名	疾病番号
172	低ホスファターゼ症	379
173	VATER症候群	380
174	那須・ハコラ病	381
175	ウィーバー症候群	382
176	コフィン・ローリー症候群	383
177	ジュベール症候群関連疾患	384
178	モワット・ウィルソン症候群	385
179	ウィリアムズ症候群	386 ~ 387
180	ATR-X症候群	388
181	クルーゾン症候群	389
182	アペール症候群	390
183	ファイファー症候群	391
184	アントレー・ピクスラー症候群	392
185	コフィン・シリズ症候群	393
186	ロスマンド・トムソン症候群	394
187	歌舞伎症候群	395 ~ 396
188	多脾症候群	397
189	無脾症候群	398
190	鰓耳腎症候群	399
191	ウェルナー症候群	400
192	コケイン症候群	401
193	ブラダー・ウィリ症候群	402
194	ソトス症候群	403
195	ヌーナン症候群	404
196	ヤング・シンプソン症候群	405
197	1p36欠失症候群	406
198	4p欠失症候群	407
199	5p欠失症候群	408
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	409
201	アンジェルマン症候群	410
202	スミス・マギニス症候群	411
203	22q11.2欠失症候群	412 ~ 413
204	エマヌエル症候群	414
205	脆弱X症候群関連疾患	415
206	脆弱X症候群	416
207	総動脈幹遺残症	417
208	修正大血管転位症	418
209	完全大血管転位症	419
210	単心室症	420 ~ 421
211	左心低形成症候群	422 ~ 423
212	三尖弁閉鎖症	424 ~ 425
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	426 ~ 427
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	428 ~ 429
215	ファロー四徴症	430 ~ 431
216	両大血管右室起始症	432 ~ 433
217	エプスタイン病	434
218	アルポート症候群	435
219	ギャロウェイ・モワト症候群	436
220	急速進行性糸球体腎炎	437 ~ 438
221	抗糸球体基底膜腎炎	439
222	一次性ネフローゼ症候群	440 ~ 443
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	444
224	紫斑病性腎炎	445 ~ 449
225	先天性腎性尿崩症	450
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	451
227	オスラー病	452 ~ 454
228	閉塞性細気管支炎	455
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	456
230	肺胞低換気症候群	457 ~ 458
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	459
232	カーニー複合	460
233	ウォルフラム症候群	461

番号	病名	疾病番号
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	462
235	副甲状腺機能低下症	463
236	偽性副甲状腺機能低下症	464
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	465
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	466 ~ 468
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	469
240	フェニルケトン尿症	470
241	高チロシン血症1型	471
242	高チロシン血症2型	472
243	高チロシン血症3型	473
244	メープルシロップ尿症	474
245	プロピオン酸血症	475
246	メチルマロン酸血症	476
247	イソ吉草酸血症	477
248	グルコーストランスポーター1欠損症	478
249	グルタル酸血症1型	479
250	グルタル酸血症2型	480
251	尿素サイクル異常症	481
252	リジン尿性蛋白不耐症	482
253	先天性葉酸吸収不全	483
254	ポルフィリン症	484
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	485
256	筋型糖原病	486 ~ 487
257	肝型糖原病	488
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	489
259	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	490
260	シトステロール血症	491
261	タンジール病	492
262	原発性高カイロミクロン血症	493
263	脳髄黄色腫症	494
264	無βリポタンパク血症	495
265	脂肪萎縮症	496
266	家族性地中海熱	497
267	高IgD症候群	498
268	中條・西村症候群	499
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	500
270	慢性再発性多発性骨髄炎	501
271	強直性脊椎炎	502 ~ 503
272	進行性骨化性線維異形成症	504
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	505
274	骨形成不全症	506 ~ 507
275	タナトフォリック骨異形成症	508
276	軟骨無形成症	509 ~ 510
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	511
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	512
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	513
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	514
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	515 ~ 516
282	先天性赤血球形成異常性貧血	517
283	後天性赤芽球癆	518
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	519
285	ファンコニ貧血	520
286	遺伝性鉄芽球性貧血	521
287	エプスタイン症候群	522
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	523
289	クロンカイト・カナダ症候群	524
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	525
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	526
292	総排泄腔外反症	527
293	総排泄腔遺残	528
294	先天性横隔膜ヘルニア	529 ~ 530

番号	病名	疾病番号
295	乳幼児肝巨大血管腫	531
296	胆道閉鎖症	532 ~ 533
297	アラジール症候群	534
298	遺伝性膀胱炎	535
299	嚢胞性線維症	536
300	IgG4関連疾患	537 ~ 538
301	黄斑ジストロフィー	539
302	レーベル遺伝性視神経症	540 ~ 541
303	アッシュヤー症候群	542 ~ 543
304	若年発症型両側性感音難聴	544 ~ 545
305	遅発性内リンパ水腫	546 ~ 547
306	好酸球性副鼻腔炎	548 ~ 552
307	カナバン病	553
308	進行性白質脳症	554
309	進行性ミオクローヌステんかん	555
310	先天異常症候群	556
311	先天性三尖弁狭窄症	557
312	先天性僧帽弁狭窄症	558
313	先天性肺静脈狭窄症	559
314	左肺動脈右肺動脈起始症	560
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	561
316	カルニチン回路異常症	562
317	三頭酵素欠損症	563
318	シトリン欠損症	564
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	565
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	566
321	非ケトーシス型高グリシン血症	567
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	568
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	569
324	メチルグルタコン酸尿症	570
325	遺伝性自己炎症疾患	571
326	大理石骨病	572
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	573
328	前眼部形成異常	574
329	無虹彩症	575
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	576
331	特発性多中心性キャッスルマン病	577